



令和5年度



すばらしいみやぎを創る 運動推進助成事業（二次募集）

県民一人ひとりが主役となり、多様な活動主体が協働・連携して地域社会の絆を深めることができるよう、県民運動の推進を図るため、率先して取り組んでいただくことができるすばらしいみやぎを創る協議会の構成団体等への活動費の支援を行います。

4つの運動の柱	助成対象事業の例示
安全で安心なまちを創る運動	<ul style="list-style-type: none"> ○避難所や(の住民や行政行政や避難者等と連携し、安全パトロールを実施する。 ○安全で安心なまちを創るため、防犯や地域見守り、災害等の勉強会等を開催する。
心の通い合う地域を創る運動	<ul style="list-style-type: none"> ○避難所や(住民やにおいて、行政等と連携し、地域の人々お年寄りの交流会を開催する。 ○母親子どもの居場所づくりとして、子ども食堂や学習支援を実施する。の精神的な負担を軽減するため、行政等と連携し、子どもの一時預かりを行う。
美しい生活環境を創る運動	<ul style="list-style-type: none"> ○行政や住民や行政等と連携し、花の種子や苗の植栽(花壇づくり、プランター・鉢植え)を行う。 ○行政や住民や行政等と連携し、清掃活動を行う。
地域文化を大切にする運動	<ul style="list-style-type: none"> ○被災地域からの避難者を受け入れた地域において、被災地域と受入地域との双方の伝統文化を披露し合う交流会を開催する。

○活動の一例

地域の花壇づくり助成
(美しい生活環境を創る運動)



学生に対する防災教育
(安全で安心なまちを創る運動)



○対象となる事業

助成の対象となる事業は、県協議会が運動推進の基本方針として掲げる「4つの運動の柱」のいずれかの運動の趣旨を満たす事業であることとします。

《4つの運動の柱》

- ①安全で安心なまちを創る運動
- ②心の通い合う地域を創る運動
- ③美しい生活環境を創る運動
- ④地域文化を大切にす運動

○助成内容

- (1) 総額は、5万円(上限)です。
- (2) 助成費用は下記を参考にしてください。

経費の項目	対象経費	備考
旅費	・ガソリン代 ・高速道路料金	・タクシー代は対象外
会場費及び 使用料	・会場使用料 ・設備使用料	
消耗品費	・花の種子、苗木、土など ・シャベル、軍手 ・事業で使用する文具類 ・ゴミ袋 ・ほうき、ちりとり ・ベスト・帽子などの防犯用品	・必要な消耗品費にかかる経費
通信運搬費	・物資輸送代 ・郵送料	・必要な物資等の運送料
謝金等	・専門家の助言への謝金	・1時間9,000円を上限とする
保険料	・ボランティア保険等について の掛け金	
リース代	・自動車、バス	・活動日に限る
印刷費	・パンフレット、チラシ、作成費	
人件費	・アルバイト代	・各市町村の単価を引用する

○助成対象者

本協議会の構成員である市町村協議会及び、その他の非営利団体

○助成対象期間

助成の決定後から令和6年2月28日までに実施する活動が対象となります。

○応募方法

助成を希望する団体は必要書類を県協議会事務局に提出(郵送又は持参)してください。

- ◎交付申請書(様式第1号)
- ◎事業計画書(様式第2号)
- ◎収支予算書(様式第3号)

○選考

県協議会は、応募申請書類を厳正に審査し、助成金の交付を決定した団体に対し、助成を決定し通知します。

○応募締切

応募期間は、令和5年9月4日(月)までです。

また、郵送による応募の場合、令和5年9月4日(月)必着となります。

なお、応募申請書等は、返却しませんので、御承知ください。

○応募先

すばらしいみやぎを創る協議会

〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8-1 宮城県環境生活部共同参画社会推進課内

TEL 022-211-2576 FAX 022-211-2392